大阪府立箕面高等学校における生徒の負傷事故に係る

損害賠償請求に関する和解の件について

◆事案の概要

|  |
| --- |
| ○平成23年11月19日、府立箕面高校２年生が、サッカー部活動中、トレーニングマシンのおもりが下りなかったため、確認しようと機械開口部に右手を入れたところ、落下したおもりにより、右中指開放骨折等の傷害を負い、後遺障がい等級１４級７号に相当する後遺障がいが生じた。○当該機器は通常有すべき安全性が欠けており、設置・管理に瑕疵があるとして、大阪府を被告とした国家賠償法第２条に基づく損害賠償請求訴訟が、平成25年8月30日に大阪地方裁判所へ提起された。（訴額6,271,130円）○平成27年1月30日の第一審判決では、本件機器の設置・管理に瑕疵があったと認められたが、右手を差し入れた原告の過失割合を９割として過失相殺するのが相当とされた。○原告がこの判決を不服として平成27年2月12日に控訴したところ、大阪高等裁判所から和解が勧告された。 |

◆和解勧告（平成27年6月29日）の概要

|  |
| --- |
| ○控訴人（原告）の過失は７割５分（４分の３）程度であり、大阪府に対し、解決金として90万円の支払いを勧告する。 |

◆大阪府の対応

|  |
| --- |
| ○当該機器のメンテナンスを十分に行っていなかったことは事実であること。○判決を求めた場合、府にとって不利となることが想定されること。以上により、大阪高裁からの和解勧告を重く受け止め、大阪府として和解勧告を受諾すると判断。和解のため議案を上程する。 |